

## 元代淮浙における塩政の展開

(社会科教育講座) 矢澤知行

### Development of salt administration in Huaizhe provinces during the Yuan Period

Tomoyuki YAZAWA

(平成26年6月16日受理)

#### 1. はじめに

小稿では、13世紀後半、モンゴル元朝治下江南の中でも経済的重要性のとくに高かった淮浙地域に着目し、当地の塩政をめぐる諸事情について考察する。淮浙地域とは、両淮（淮東と淮西）から両浙（浙東と浙西）にかけての地域、すなわち河南江北（黄河以南・長江以北）の東半部から長江デルタおよびその周辺にかけての地域を指す。当時、元朝の国家歳入の大半を占めていたのが塩課であり、淮浙地域はそのほとんどを担っていた。

先行研究をひもとくと、まず、元代の塩政について、その法律や制度を総括的に解明した陳高華・佐伯富・張国旺各氏らの成果が挙げられる<sup>1</sup>。また、塩法の地域的特質や時期的・制度的変遷にまで注意を払い、それらを整理して提示した温海清氏らの研究もある<sup>2</sup>。小稿で検討の対象とする元代淮浙の地域社会に焦点を当てた研究としては、吉田寅・林樹建両氏らの成果が挙げられるほか<sup>3</sup>、淮浙地域における財務官僚の事蹟を具体的に検討した森正夫・植松正・壇上寛各氏の論稿や筆者の旧稿もある<sup>4</sup>。

これらの諸研究を土台にして、小稿では、元代の淮浙地域における塩政の展開について考察する。従来の研究では、元代における塩政の展開を、塩法の弊害に対応して次々と施策が講じられたものと理解される傾向にあった。しかし、小稿では、塩政に関与していた様々な立場の存在に着目することによって、塩政の展開を別の視角から捉えてみようと思う。淮浙地域への経済的支配の主体者は、基本的には元朝政府であった。だが、仔細に見れば、大カアンの帝室やモンゴル貴族、ムスリム商人、オルトクラが淮浙地域の経営に参入していたし、漢人官僚は関係官署に属して塩政に関与し、在地の士人や塩商、豪民たちもそれぞれ権益の確保に動いていた。そうした状況の一端を、淮浙地域における塩政の展開に沿って具体的に明らかにするのが小稿の目的である。

#### 2. 元代淮浙における塩政の展開

##### (1) 元代の塩政をとりまく状況

佐伯富氏は、葉子奇『草木子』に見える次の一節を取り上げ、元代における塩政の展開を最も簡略に要領よく説明している史料と評した<sup>5</sup>。

元世祖立鹽法。瀕海州郡立場、差官主治、差鹽亭

<sup>1</sup> 田山茂 1937、陳高華 1975、佐伯富 1985/1987、吳慧 1988、張国旺 2008/2009;2009a;2009b 他。

<sup>2</sup> 陳志英・崔建軍 2006、温海清 2007。

<sup>3</sup> 吉田寅 1983;1986、林樹建 1991、謝永平 2002。

<sup>4</sup> 森正夫 1972、植松正 1999;2001、壇上寛 2001、矢澤

知行 2007;2009;2013。

<sup>5</sup> 佐伯富 1985/1987、pp.305-306。

戸丁煮鹽。至十月結場住煎、及額而止。鹽商於各省府運司買引、就各處鹽場支鹽。後鹽積而不售、均派戸口收買。令其入錢縣官收市、其中貧富不等、皆令入錢。吏胥並緣為姦、民甚苦之、嗷然皆言其不便、事尋罷、復令富商收市<sup>6</sup>。

これによれば、初めは塩商が塩運司で塩引を購入し、塩場に赴いて塩と引き換えて販売していたが、後に塩が堆積して売れなくなったので、政府が戸口に応じて塩を配給して代価を徴収させた。ところが胥吏が姦を為し、民が苦しんだために、再び塩商（富商）に塩を売買させたという。すなわち、就場支塩の通商法から政府の専売による榷塩法（食塩法）へ、その後再び就場支塩に回帰した、というのがその大要である。このような塩政の展開にはどのような背景があったのだろうか。本節では、元代の塩政をとりまく状況について、それに関与していた様々な立場の存在に注意を払いつつ、淮浙地域を主対象としながら確認していきたい。

ひとくちに塩政といっても、塩の生産から備蓄・流通、販売・消費まで数多くの過程があり、それと並んで、塩の引換証にあたる塩引の印刷・発行、塩との引換、退引の処理など各種業務があった。それらに関わる諸機関や役職、業者などを一瞥すると次のようになる。まず、塩政を統轄する官署には、時期による変化もあるが、およそ中央では中書省（戸部ほか）、制国用使司と尚書省、地方では行中書省、都転運塩使司があった。塩政の実務にあたった塩官は、都転運塩使（正三品）以下、同知、副使らであり、塩の生産にあたる塩場には塩場官が配置され、司令（従七品）以下がその任に就いていた。塩場以外にも、運河、塩倉、常平塩局、批驗所（検校所）、行塩地といった塩の備蓄・流通から販売・消費に至る現場があった。それらの要所には監運官らが配置され、また、数多くの胥吏たちが一連の塩政の末端実務に携わっていた。さらに、これらの官吏たちの下で、塩場経営者、塩商、運塩船戸らの民間業者とそこで働く労働者が各々の業務に従事していた。

次に、塩政をとりまく状況を別の角度から見てみよう。モンゴル元朝は、江南接收後、淮浙地域の経営に乗り出したが、実際にそこに参入した勢力は様々であった。代

表的なのは、ムスリムあるいはウイグル系の商人組織オルトクや、投下領を所有する大カアンの帝室およびモンゴル貴族といった勢力である。一方、江南の在地の塩商や豪民たちも権益の確保を図っていた。元朝政府の下で塩政の実務にあたった塩官にも、オルトクに連なる西方系の官僚や、華北出身の漢人官僚のほか、後述するように塩商から転じた南人官僚などがいた。彼らは各々異なる立場から淮浙地域への経済支配に関わっていたのである。

すると、前掲の『草木子』に記されている塩政の展開にも複雑な背景があったことが想像される。塩政に関与していた様々な立場の存在に着目し、彼らの相互関係を探ることにより、元代における塩政の展開を、従来の研究とは異なる観点から捉える余地が残されているのである。

ここで、前掲『草木子』の記載について若干の補足していきたい。元代の淮浙地域における塩政、とりわけ塩の販売・配給方法は次のように変遷した。元朝政府は当初、就場支塩の通商法を運用し、塩商が塩の販売にあっていたが、両淮では大徳4年（1300）から政府の主導による「官運官銷」方式の榷塩法が始められ、両浙でもやや遅れて延祐7年（1320）に同様の方式が導入された。ただ、佐伯氏も指摘するように、通商法と榷塩法は截然と切り替えられて実施されたわけではなく、都会や塩場近辺では榷塩法が、地方では通商法がそれぞれ施行され、両者が併用されることが一般的であった<sup>7</sup>。さらに、塩商が塩引を持参して塩の現物と引き換える際にも、塩場で供給する就場支塩と、限定された数ヶ所の塩倉で供給する塩倉支塩とがあり、後者の塩倉支塩は、塩商の活動に制限を加えるという意味において榷塩法の実施と密接に関わっていた。就場支塩の通商法、または塩倉支塩の榷塩法、いずれの塩法を採用するかによって、塩政をめぐる諸勢力の位置づけは大きく変化した。前者は塩商にとって自由度が高く、かつ利益率が高かったのに対し、後者は政府が塩利を確保することに主眼が置かれていたのである。元朝の国家財政は塩課収入への依存度が高く、それゆえ各地の塩場では常に増産が意図されていた。ところが、後述するように、生産された塩が塩倉に蓄積

<sup>6</sup> 葉子奇『草木子』巻3下・雜制篇。

<sup>7</sup> 佐伯富 1985/1987, pp.306-307.

される一方、塩価はつねに騰貴を重ねるといった矛盾した状況が続いた。そうした中、至正3年(1343)、榷塩法から通商法に再び切り替えられたのである。

## (2) 元代淮浙における塩政の展開

前節で述べたような塩政をとりまく状況は、史料上ではどのような形であられるのだろうか。本節では、塩政に関わっていた諸勢力の位置づけや彼ら相互の關係に留意しながら、元代の淮浙における塩政の展開過程を跡付けていく。あらかじめ、そこに二つの緩やかな画期があったという仮説を提示しておきたい。すなわち、①中書省派による塩政の主導権把握および榷塩法への移行(1290~1300年代)と②在地豪民・塩商の勢力伸長を背景とする通商法への回帰(1330~40年代)である。以下、具体的な検討に入る。

まず、平宋期に尚書省長官としてモンゴル元朝の中央財務を取り仕切っていたアフマド・ファナーカティー(Ahmad Fanākatī、阿合馬、以下アフマド)が江南の経営に参入し、淮浙に都轉運塩使司を設けていた時期から確認していこう。彼は、塩の専売を管掌する官署として至元13年(1276)に兩浙都轉運塩使司を、ついで至元14年(1277)に兩淮都轉運塩使司をそれぞれ発足させた。このうち兩淮都轉運塩使司において、至元18年(1281)、次のような事件が起こった。

兩淮轉運使阿剌瓦丁坐盜官鈔二萬一千五百錠、盜取和買馬三百四十四匹、朝廷宣命格而弗頒、又以官員所佩符擅與家奴往來貿易等事、伏誅<sup>8</sup>。

塩官アラー・アッディン(‘Alā al-Dīn、阿剌瓦丁)が巨額の官鈔を私的に流用して貿易していたことが明るみになり、処分されたのである。アラー・アッディンは、アフマドを首班とする財務体制の下で兩淮都轉運塩使を務めた尚書省派の人物である。筆者は前稿において、元代の兩浙都轉運塩使司の沿革について当時の政治状況の変化と関連させながら論じ、轉運司が、中統3年(1262)の発足当初から、尚書省派と中書省派との確執の中で、その位置づけを大きく変化させてきたことを示した<sup>9</sup>。上述のようにアフマドが平宋の過程で兩浙・

兩淮の都轉運塩使司を発足させると、アタカイ(Ataqai、阿塔海)ら江淮行省を率いるモンゴル部将たちとの間に政争が引き起こされた。アラー・アッディンは処分されたものの、至元28年(1291)のサンガ(Sangha、桑哥)失脚までの時期は、紆余曲折があったとはいえ、常平塩倉の設置を提案した盧世榮のような尚書省系の塩官が淮浙の財務行政の中で主要な位置を占めていたのである。

しかし、サンガの失脚を境に、淮浙の塩政をめぐる状況は大きく変化していった。『元典章』鎮守軍人兼巡私塩には次のように見える。

至元二十九年正月、行御史臺准御史臺咨該、承奉中書省符付、至元二十八年十月十四日奏過事内一件、「前者南人燕參政來、「江淮省的塩課、去年沙不丁那的每有氣力官豪勢要之家多查出塩去。今年儘氣力辦呵、怎生？」麼道、俺根前說了去、上位奏呵、「那般者。」麼道、聖旨了來。「辦不起的緣故爲甚麼、怎生般整治呵中？」麼道、這裏一般的使將人去來。那人迴來呵、說、「今年的已辦不起的一般有。私塩多、買官塩の人無有。若不製度呵、來年的也辦不起。」麼道、說有。烏馬兒・阿老瓦丁等江淮省官人每与將文書來、「塩課辦不[起]的緣故、在前官豪勢要之家多荅帶出塩去の上頭、更私塩多生發有。在前軍的氣力裏禁治來。軍民一處管着的時分、那般嚴切禁治呵、尚自私塩也生發有來。如今軍民分開的其間、禁治呵、難有。与俺伍阡軍管着、交那的每禁治呵中。」麼道、說將來有。…(後略)<sup>10</sup>

この記事の大意は次の通りである。江淮行省平章のシハーブッディン(Shihāb al-Dīn、沙不丁)ら有力な「官豪勢要」が江淮の塩を大量に受領して販売し、それが私塩として流通したために、官塩が売れなくなり、目標の塩課を達成できなくなった。そこで、江淮行省参政の燕公楠が中書省戸部に報告し、さらにオマル(Omar、烏馬兒)、アラー・アッディン(‘Alā al-Dīn、阿老瓦丁、前掲のアラー・アッディンとは別人)ら江淮行省の官僚

<sup>8</sup> 『元史』卷11 世祖本紀・至元18年(1281)閏月壬戌。

<sup>9</sup> 兩浙・兩淮の都轉運塩使司の沿革と元代江南の初期政

治史の展開については、堤一昭2000、矢澤知行2013を参照。

<sup>10</sup> 『元典章』卷22 戸部・課程・塩課・鎮守軍人兼巡私塩。

が、軍による私塩取り締まりの強化を文書で請願した。こうした高官による塩の不正取得に加え、塩官が賄賂の見返りとして塩商に塩を加給する問題も浮上した。『元史』に見える次の記事がそれである。

(至元二十九年) 冬十月…庚寅、兩淮運使納速刺丁坐受商賈賄、多給之鹽、事覺、詔嚴加鞫問<sup>11</sup>。

この史料に見えるナスルッディン (Nasul al-Dīn、納速刺丁) や前掲のシハーブッディンは、いずれもサンガ党に属する尚書省派の人物であり、サンガの失脚と前後して各々の地位を追われた。すると、同年の記事である『元典章』立都提挙司辦塩課に、

一、近年各處轉運塩使司所用皆非其人、省降塩引多爲勢力之家賂買、賚引下場、攙驀資次、多查斤兩、遮當客旅、把握行市、以致塩法不行、公私兩不便當。

一、兩淮・兩浙運司、欽依聖旨、辦課其間、諸衙門無得攪擾沮壞、亦不得將辦課官吏擅自差勾占攝、如有沮壞之人、取問是實、從行省就便斷罪<sup>12</sup>。

とあるように、塩引の掛け買いや塩場での不法行為、塩販の独占、塩商から塩官への利益供与などが有罪とされているが、史料中の「勢力之家」や、シハーブッディンに関わる前掲史料の「官豪勢要」は、後述するような江南在地の豪民ではなく、主としてサンガ党に属する尚書省派の勢力を指していたものと推量される。

このように、兩淮・兩浙の都轉運塩司において、尚書省派の人びとが訴追されたことに関わって、目に留まるのは、中書省派の陳思濟という人物の動向である。彼は、クビライの側近のウイグル人廉希憲とともにアフマドとは対立関係にあり、至元 19 年 (1282) のアフマド暗殺直後に兩浙都轉運塩使司同知に着任した。その後、サンガの台頭により兩派の対立が再燃すると、陳思濟は一時財務畑から離れ淮東などで宣慰使を務めたが、至元 28 年 (1291) のサンガ失脚前後に再び兩浙都轉運司に復帰して正使の職に就き、前掲の『元典章』鎮守軍人兼

巡私塩や立都提挙司辦塩課に見られるような塩政改革に携わったのである<sup>13</sup>。

この時、塩政を含む財務行政は、一般有司すなわち中書省の系統に整序され、兩浙については「中書省-江浙行省-兩浙轉運塩使司」、兩淮については「中書省-河南江北行省-兩淮轉運塩使司」という統御関係に落ち着いたと考えられる。この新体制の主眼は、それ以前の様々な弊害を一掃すると同時に、尚書省派と中書省派の主導権争いに決着をつけ、後者の意図を反映させることにあった。そしてこれ以後、元朝政府は、主として漢人の塩官を介して淮浙地域の塩課を直接的に把握することに着手したのである<sup>14</sup>。

この新たな塩政体制の延長線上に位置づけられるのが、政府による「官運官銷」方式の榷塩法の実施である。兩淮で大徳 4 年 (1300) に始められた同法について、『元典章』新降塩法事理には次のように記されている。

大徳四年 (1300) 十一月、兩淮都轉運塩使司承奉中書省割付、欽奉聖旨節該、「中書省奏、「諸處塩課、兩淮爲重。比年以來、諸人盜賣私塩、權豪多帶斤重、辦課官吏賄賂交通、軍官民官巡禁不嚴、以致侵褫官課、宜從新設法関防、乞降聖旨」事。准奏。自大徳四年爲始、立倉查運、撥袋支發、以革前弊。…

一、諸王・公主・駙馬位下行運幹脫人等、及官豪勢要之家、今後納課買引、赴倉支塩、不得欺凌倉官、攙越資次。如到發賣去處、亦不得恃勢攙奪行市。若有違犯之人、依條斷罪、仍具姓名呈省<sup>15</sup>。

このように兩淮では、諸王・公主・駙馬など「位下」やその代理人であるオルトク (幹脱) 商人、および「官豪勢要」に対して、塩場での塩の支給を禁じた。そして、政府は要所に塩倉を建造し、塩の支給場所をそこに限定することにより、就場支塩から塩倉支塩へと体制を移行させたのである。

<sup>13</sup> 『元史』卷 168 陳思濟伝、虞集「陳文肅公神道碑」(『道園学古録』卷 42 所収)。

<sup>14</sup> サンガの失脚以降の塩官の大半は漢人官僚によって占められるが、一部、兩浙都轉運塩使としてフサイン (Husayn、忽辛) ら西方系の塩官も散見される。ただし、フサインは雲南地方の経営で著名なサイイド・アッジャル・シャムスッディン (Sayyid Ajall Shams al-Din、賽典赤) の次子であり、アフマドやサンガら尚書省派とは異なる系統に属する。

<sup>15</sup> 『元典章』卷 22 戸部・課程・塩課・新降塩法事理。

<sup>11</sup> 『元史』卷 17 世祖本紀・至元 29 年 (1292) 十月庚寅。なお、『元史』卷 173 崔彧伝にも次のようにある。

(至元二十九年) 閏六月…又言、「揚州鹽運司受財、多付商賈鹽、計直該鈔二萬二千八百錠、臣等以謂追徵足日、課以歸省、贓以歸臺、斟酌定罪、以清蠹源。」並從之。

<sup>12</sup> 『元典章』卷 22 戸部・課程・塩課・立都提挙司辦塩課。

なお、両浙では、両淮よりもやや遅れて延祐 7 年（1320）に榷塩法が導入された。これは地域的な差異に基づくものと推察される。佐伯富氏は、元朝政府が通商法から榷塩法に移行した目的として、①交通不便な地域への配給、②塩商による独占の排除、③私塩の防止、④塩利の確保という諸点を提示された<sup>16</sup>。両淮からの塩課収入額は両浙よりも高かったため<sup>17</sup>、元朝政府としては、とくに④の点において両淮への梘子入れを早い時期から行ったものと考えられる。

塩倉支塩の榷塩法は、元朝政府にとって塩課収入を確保するための重要な施策であったが、逆に塩商にとっては不利な状況が出来た。そこで塩商らは榷塩法に対する防衛手段として、塩引の買い付けと販売を戦略的に行うようになり、これが塩価の上昇につながったのである。『元典章』塩袋每引四百斤には次のように見える。

至大四年（1311）閏七月、…運官營鈔之徒、惟欲塩貴、別有冀望、加之商旅又因添課、亦欲増價、把持行市、不肯輕易貨賣、以致民間塩價、一向騰湧。至元宝鈔二錢不能買塩一斤、実爲損民<sup>18</sup>。

また、嘉興の葉知本は 1320～30 年代に「陳減鹽價書」の中で次のように述べている。

大徳年間（1297～1307）、又増鹽額十萬引、又増鹽價十五貫。至大四年（1311）、又増鹽價十貫、續又増二十五貫、通作一百貫一引、是官價二百五十文一斤也。較之唐宋最重之價增多四倍、民何以堪。價既取二百五十文一斤、官豪商賈乘時射利、積場待價、又取五百文一斤、市間店肆又微三分之利、故民持一貫之鈔、得鹽一斤、賤亦不下八百<sup>19</sup>。

つまり、塩官が塩商への支塩を制限したため、欠損を恐れた塩商は、利益目当ての塩引買い付けを行い、塩価の騰貴を待って販売するようになったというのである。

このような塩価騰貴が進行する一方で、また別の問題も起こりつつあった。『元史』には、後至元 5 年（1339）、両浙都轉運塩使司が塩政をめぐる弊害を次の諸点にわ

たって中書省に報告した内容が掲載されている<sup>20</sup>。すなわち、①竈戸の貧窮、②塩倉官の不正、③私塩の横行、④退引の不正な再利用、⑤塩の膨大な売れ残りである。このうち、両浙都轉運塩使司がとくに深刻さを強調しているのは、⑤塩の売れ残りの問題であった。小稿の冒頭に提示した史料、葉子奇『草木子』には、通商法の下で塩が堆積して売れなくなったために榷塩法に切り替えたことが記されていたが、それだけではなく、榷塩法の下でも塩価騰貴と並行して塩の流通がかえって滞るといふ弊害が起こっていたのである。

そうした状況を受けて、至正 2 年（1342）、両浙地域では、塩倉支塩の榷塩法から再び就場支塩の通商法へと回帰することとなった。これが元代における塩政の展開上の 2 つめの画期である。通商法に回帰した背景として、佐伯富氏は、“商人の勢力が擡頭し、商人の政治に対する発言力が強まり、また政府としても商人に任せて塩税だけを徴取した方が有利なことが次第に明らかになったからであろう<sup>21</sup>。”と見通しを述べられた。元代の中期から後期にかけて、商人勢力とりわけ江南在地の塩商の存在感が強まった点は、たしかに史料を通して読み取ることができる。以下、断片的ながら、いくつかの事例をもとに当時の塩商の実像の一端を探ってみたい。

まず、余闕（1303～1358）の「兩伍張氏阡表」には、淮南における富裕な塩商の出現について次のように触れられている。

蓋淮俗之數易矣！宋之季時、其地專用武、故民多尚勇力而事格闘、有號爲進士登科第者、徃徃皆武學也。混一以來、其俗益降。民之賢者始安於農畝、其下則紛趨於末、以爭夫魚鹽之利、其積而至大富者、輿馬之華・宮廬之侈、封君莫之過也。故其俗益薄儒、以爲不足以利已。…至正六年（1346）二月述<sup>22</sup>。

淮南兩伍村の張拱辰という人物をとりまく状況を記したこの史料によれば、モンゴル元朝による統一以来、民の中でも「賢者」たちが「魚塩之利」を争うようになり、その中には富を蓄え込んで輿馬に乗り大邸宅に住むなど、封君を凌ぐほど贅沢な生活をする者も現れたという。

<sup>16</sup> 佐伯富 1985/1987、pp.308-311.

<sup>17</sup> 前掲の『元典章』新降塩法事理にも、“諸処塩課、兩淮爲重”と見える。

<sup>18</sup> 『元典章』卷 22 戸部・課程・塩課・塩袋每引四百斤。

<sup>19</sup> 葉知本「陳減鹽價書」（明正徳 7 年『松江府志』卷 8 所収）。

<sup>20</sup> 『元史』卷 97 食貨志・塩法・兩浙之塩。

<sup>21</sup> 佐伯富 1985/1987、p.327.

<sup>22</sup> 余闕「兩伍張氏阡表」（『青陽先生文集』卷 3 所収）。

このほか、元代中後期の詩文にも、当時の富裕な塩商の姿が描かれている。例えば、馬祖常（1279～1338）の「湖北驛中偶成」には、“身是揚州販塩客 明年戴米入長安 妻封縣君身有官<sup>23</sup>”とあり、ある揚州塩商が長安に米を提供したことによって、妻は「縣君」の封号を、本人は何らかの官爵をそれぞれ取得したことが示されている。また、許有壬（1286～1364）の「臨江見大船宏麗異甚賦賈客樂」には、

鼓聲震蕩馮夷宮 帆腹吞飽江天風  
長年望雲生長嘯 穩駕萬斛凌虛空  
主人揚州賣鹽叟 重樓丹青照窗牕  
斗帳香凝畫閣深 紅日滿江猶病酒…<sup>24</sup>

とあるように、揚州塩商の壮麗な大船が長江に浮かんでいる様子が描写されている。許有壬は、元末を代表する文人官僚として知られ、1330年ごろ両淮塩運使を務めた経歴があるから、こうした富裕な塩商とも何らかの関わりを持っていたと考えられる。楊維禎（1296～1370）の「鹽商行」も、当時の塩商とそれを取り巻く現場の雰囲気を知ることのできる貴重な詩文である。彼にも1330年代に両浙の錢清塩場で司令を務めた経歴があるから、許有壬と同様に塩政の現場をよく知る人物であったといえよう。

人生不願万戸侯 但願鹽利淮西頭  
人生不願萬金宅 但願鹽商千料舶  
大農課塩析秋毫 凡民不敢争錐刀  
塩商本是賤家子 獨與王家埒富豪  
亭丁焦頭燒海樅 鹽商洗手籌運握  
大席一囊三百斤 漕津牛馬千蹄角  
司綱改法開新河 鹽商添力莫誰何  
大艘鉦鼓順流下 檢制孰敢懸官鉞  
吁嗟海王不愛寶 夷吾筴之成伯道  
如何後世敝立法 祇與鹽商成富媼  
魯中綺 蜀中羅 以鹽起家數不多  
只今誰補貨殖傳 綺羅往往甲州縣<sup>25</sup>

この詩には、多くの塩商がもとは賤家の出身でありながら、王家に匹敵するような富豪となっていたことなどが、

半ば屈折した心情とともに綴られている。

以上に述べたような淮浙地域における富裕な塩商の出現は、元代中後期の時代的特徴ともいえる事象であり、それは次節で考察する豪民の台頭とも重なり合っている。

### （3）元代淮浙における豪民と売官

本節では、視角をやや転じて、元代淮浙における在地の豪民に焦点を当てて考えてみたい。植松正氏は豪民を次のように定義する。“宋・明代に挟まれて、元代の地域社会において勢力を有する富裕な地主や商人の活動を確認することができる。元代史料に例えば「權豪」「豪家」「豪勢」「豪右」「富強」「勢家」等の語をもって表現される者をいま「豪民」と称しておきたい。『元典章』にはしばしば「官豪勢要」と表現されるが、これは「豪民が政治に接近した姿」、また「豪民が官に結びつき、且つ寄生した姿」と解せられる。彼等は中央政府や地方官衙と強固に結びつき、あるいは特権を有する官人と密着した関係を保持することを通じて、地域社会に絶大な影響力を行使しえたのであった。<sup>26</sup>さらに氏は、“いずれも元代に頭角を現しながらも、元末に至るまでにすでに衰退に向かっている”と述べ、“時の政治権力の交替に従って浮沈しやすい性格を有する富豪<sup>27</sup>”と位置づけている<sup>28</sup>。

ここで植松氏が想定している豪民とは、前節で述べたようなサンガ党に属する尚書省派の「官豪勢要」らではなく、江南在地の有力者である。本節では、彼ら豪民をめぐって、政府による売官が盛んに行われていたという点に注目したい。豪民には、地主や商人など様々な類型があったが、彼らが「官」に接近して銭物などを供出し、その見返りとして官爵を取得するケースが後を絶たなかったのである。

以下、淮浙地域における売官の事例を具体的に確認してみよう。まず、比較的古い例として、松江の曹夢炎が

<sup>26</sup> 植松正 1989/1997、pp.222-223.

<sup>27</sup> 植松正 1999、p.42.

<sup>28</sup> とりわけ、南宋接收から一世代経過後にあたる元代中期、豪民への抑圧が行われたとされている。このことは、科挙を再開することによって、豪民層を官僚から排除しようとしたことと関わりがあると考えられている。

<sup>23</sup> 馬祖常「湖北驛中偶成」（『石田先生文集』巻2所収）。

<sup>24</sup> 許有壬「臨江見大船宏麗異甚賦賈客樂」（『至正集』巻7所収）。

<sup>25</sup> 楊維禎「鹽商行」（『鐵崖古樂府』巻5所収）。

挙げられる<sup>29</sup>。彼は、宋末元初の混乱期に松江澱山湖の困田を開発して勢力を築き、サンガ期に米万石を官に輸して浙東宣慰副使となり免税特権を獲得した人物である。また、塩の生産にあたる塩場でも、松江の下沙塩場を経営拠点にして勢力を伸張させた瞿氏のような例が挙げられる。とくに瞿霆發（1251～1312）は、塩丁が経済的苦境に陥った時に自ら出粟して対応し、それを機に塩官（両浙都転運塩使司副使、のち正使）として塩政に直接関与するようになった<sup>30</sup>。彼が、塩を増産するための陣頭指揮を取り、目標の塩課額の達成をめざしたことや、所有の官民田が万頃に及んだことなどが諸史料から看取できる。瞿霆發の弟や子らも多く任官したが、製塩の現場のことには関わらず、いずれも大官・大地主になった。さらに、松江の下沙場の担当官であった陳椿の撰による元代の製塩技術史料『熬波圖』の序文には、瞿氏と並ぶ塩場経営者として松江の唐氏の存在が挙げられている。唐氏のうち、唐昱（1264～1353）なる人物については、邵亨貞（1309～1401）の手による「故忠翊校尉徽杭等處榷茶提舉唐公行狀」という伝記史料が残されている<sup>31</sup>。その記述によると、唐氏は父祖の代から雲間（松江）で塩場を経営しており、唐昱の代にその規模を拡大し、至順元年（1333）の飢饉の際に粟を供出して塩官（浙西袁部場司丞、のちに江西蘆潭批驗所提領）を賜ったという。唐昱の子孫は多くを数えるが、官に就いた者は見当たらないことから、塩官としては瞿氏とは異なり一代限りだったことが窺える。そして、先に挙げた馬祖常の「湖北驛中偶成」中に描かれている揚州塩商も、長安に米を提供したことによって官を取得していたことがわかる。陳賢春氏によれば、元朝政府は財政の困難を解決するための重要な手段として売官を位置づけ、そのための専門機構さえ設け、至正 5 年（1345）には粟を納めて補官するものが往時の倍に及んだという<sup>32</sup>。

こうした売官は、政権側から見れば、豪民たちの実力を承認して任官させ、その経済力や社会秩序維持力などを利用しようとしたものといえる。榷塩法から通商法に

回帰した背景の一つには、元代の淮浙地域において、塩商や塩場経営者などの勢力が徐々に成長し、その政治的圧力が増していたことがあったと推察される。彼らの一部が、政府による売官を通じて民から官に転じていたのも、そうした傾向のあらわれといえよう。

#### （４）塩官李守中の事例

本節では、元代中後期の一人の塩官に着目することにより、淮浙地域における塩政の展開について傍証的な考察を試みたい。取り上げるのは、潁州出身で元統 2 年（1334）から両浙都転運塩司の副使を務めた李守中（1270～1342）という人物である。その三男に李黼<sup>33</sup>（1298～1352）がおり、彼が泰定 4 年（1327）の科挙の状元で、江南の士大夫社会の中で一定の地位を占めていたためか、父李守中についても比較的多くの伝記史料が残されている<sup>34</sup>。

まず、李守中の経歴を整理して提示するとおよそ次の通りになる。

①司令史補左→②戸部通政留司掾→③中書省掾→  
（廢黜）→④保定萬城県尹→⑤戸部主事→⑥知泗州→⑦河南行省左右司員外郎→（丁外艱）→⑧両浙塩運司副使→⑨知帰徳府（兼諸軍奥魯勸農事・知勸農事）→⑩工部尚書→（帰老）

特徴としては、まず、胥吏から官僚へと出世したことが挙げられる。伝によれば、李守中は若いころ大都に赴いて吏卒となり、その後上記のように出世を重ねていった。元代における科挙の復活は皇慶 2 年（1313）であったから、彼の経歴は科挙を経由しないそれ以前の一般的なルートを辿ったものといえる。

次に、武宗カイシャン（位 1307～11）期に「権貴」の怒りを買って、一時更迭されていたことも注目に値する。蘇天爵「元故嘉議大夫工部尚書李公墓誌銘」には次のように見える。

至大三年、尚書省立。公上言曰、「昔在世廟、宵旰

<sup>29</sup> 植松正 1968/1997, pp.321-322 ; 1989/1997, pp.250-251 ; 1999, pp.32-34.

<sup>30</sup> 植松正 1999, pp.35-38、矢澤 2009, pp.44-45.

<sup>31</sup> 邵亨貞「故忠翊校尉徽杭等處榷茶提舉唐公行狀」(『野處集』巻 3 所収)。

<sup>32</sup> 陳賢春 1993, p.71.

<sup>33</sup> 李黼については、『元史』巻 194 に列伝がある。

<sup>34</sup> 蘇天爵「元故嘉議大夫工部尚書李公墓誌銘」(『滋溪文稿』巻 11 所収)、劉將孫「李運副徳政碑記」(『養吾齋集』巻 18 所収)、陳旅「運司副使東潁李公去思碑記(李侯徳政碑記)」(『両浙塩法志』巻 29、続修四庫全書 840・841 史部政書類所収)、柳貫「嘉興鹽運分司紀惠頌」(『柳侍制文集』巻 9 所収)。

求治、分置尚書省、以清中書之務、明詔具在。今尚書省臣攘奪政柄、變亂憲章、用人無法、事漸大壞、返謂中書墮廢法制。當辨中書所廢者何？尚書所治者何？」事聞、權貴大怒、以公間諜兩省輔臣、廢黜田里<sup>35</sup>。

この頃、カイシャンの下で尚書省の復活が論じられていたが、李守中はこれに強硬に反対したため、「権貴」の怒りを買って一時官界から退けられたのである。その後、李守中は、仁宗アユルバルワダ（位 1311～20）の即位後に復帰し、河東解塩池の復旧と河間の塩法改革に功があつて戸部主事に昇進した。兩浙転運塩司副使となつたのも、そこでの実務功績が認められたからとみられる。なお、李守中が兩浙転運塩司に在籍していたのと同時期の正使・同知に王惟賢、王都中、趙知章らの財務官僚がいた。当時、塩場労働者に対する搾取や重税、供応、不法な差役などの問題が生じていたため、竈丁一人ずつの名を読み上げて面前で工本銭を自ら手渡すなど、彼らが共通の対応策を取っていたことが諸史料から読みとれる<sup>36</sup>。

次に、「羨餘」すなわち賦税の余りが「権貴」によって搾取される問題を李守中が指摘していた点も興味深い。陳旅「運司副使東潁李公去思碑記」には次のように見える。

行省檄侯稽竅所有而與之、侯以爲不可、曰、「浙右諸場工本、較之浙東、每引減楮泉五緡者、以有塗蕩供菹薪也。繇亭戸稍耕種之、遂收其稅、既而又加重焉。今權貴又欲盡括羨餘、民何以堪？吾不能稽竅民田、奪其利以與人。」持之滋久、具前後文移利害、白與行省、同列爲之寒心。亡何、強臣族誅、竟罷徵<sup>37</sup>。

ここでいう「権貴」とは具体的に誰を指すのか判然としないが、先述の尚書省復活を企図したのと同様の勢力、おそらくは兩浙に投下領を有するなどして進出していた大カアン帝室やモンゴル貴族、あるいはそれに連な

る存在であつたことが想像される。

李守中はいくまでも漢人の塩官として兩浙の塩政に携わり、現場で起こっている諸問題と真摯に向き合う人物であつた。しかし、その一方で、彼の功績を評する文言に、「則商賈無淹滯之憂」、「民生既安、商賈攸行」<sup>38</sup>、「商賈無留滯之戚」<sup>39</sup>といった表現も見られることから、「商賈」すなわち当時成長しつつあつた在地の塩商との関係にも配慮していたことが窺える。つまり、元朝の公僕として兩浙における塩政の現場に臨みながらも、「官」と「民」の兩方向を意識する立場にあつたことを示している。それは例えば、「官民均便」、「官課趣辦、齊民不擾」<sup>40</sup>あるいは、「民者、邦之本也。鹽爽者、國用之所資也」<sup>41</sup>といった文言からも汲み取ることができる。当時の塩官としては、清廉な人格だけでなく、「富者」「貧者」それぞれへの対応<sup>42</sup>や、「理財」の能力<sup>43</sup>といった多様な実務能力が求められていたことも窺い知れる。

以上のように、李守中は、元代の塩政における第2の画期の前後にかけて、その変化の様子をつぶさに見た兩浙地域の塩官だつたと考えられるのである。

### 3. おわりに

小稿では、元代淮浙における塩政の展開過程を考察し、①1290～1300年代、②1330～40年代という二つの緩やかな画期が見られるという仮説を立て、これに検討を加えてきた。現時点ではまだ論証の不十分な点多々残されているが、所論はおおよそ以下のようにまとめられよう。まず、①の画期では、尚書省派の勢力が後退し、中書省派が主導権を握る元朝政府によって、漢人官僚らを用いた新たな塩政体制が構築され、淮浙地域の塩課を直接的に徴収することを意図した榷塩法が施行された。しかし、在地の豪民・塩商らの勢力伸長や塩価の騰貴に伴い、やがて通商法へと回帰することとなった。小稿で例として挙げた李守中は、兩浙の塩官としてこの②の画期

<sup>38</sup> 劉將孫「李運副使德政碑記」。

<sup>39</sup> 陳旅「運司副使東潁李公去思碑記」。

<sup>40</sup> 劉將孫「李運副使德政碑記」。

<sup>41</sup> 陳旅「運司副使東潁李公去思碑記」。

<sup>42</sup> 陳旅「運司副使東潁李公去思碑記」に、「諭民之富者出財、貧者傭力」とある。

<sup>43</sup> 蘇天爵「元故大中大夫大名路総管王公神道碑銘」に、「比終更增鹽五萬餘引」、「臨民而民治、理財而財豐」とある。

<sup>35</sup> 蘇天爵「元故嘉議大夫工部尚書李公墓誌銘」（『滋溪文稿』卷 11 所収）。

<sup>36</sup> 蘇天爵「元故大中大夫大名路総管王公神道碑銘」（『滋溪文稿』卷 17 所収）、陳旅「運司副使東潁李公去思碑記」（『兩浙塩法志』卷 29 所収）など。

<sup>37</sup> 陳旅「運司副使東潁李公去思碑記」（『兩浙塩法志』卷 29 所収）。

に塩政の変化を経験した人物であった。

今後の課題としては、小稿で論じた内容を植松正氏による一連の元代江南の豪民への理解<sup>44</sup>といかに接合させるのか、また、塩商や豪民は元末から明初にかけて位置づけをどのように変化させていったのか、といった点が挙げられる。元代江南地域の政治社会の状況についてさらに詳細な検討を加えることによって、そこに働いていた複雑な力学を解き明かしつつ、モンゴル元朝による江南経済支配の特質について今後も考察を進めていきたい。

#### 主要参考文献一覧（アルファベット順）

- 陳高華 1975 「元代塩政及其社会影響」『元代社会経済史論集』崇文書店、pp.153-175.
- 陳賢春 1993 「試論元代商人的社会地位与歴史作用」『湖北大学学报』1993-3、pp.69-73.
- 陳志英・崔建軍 2006 「元代財賦運轉機構—轉運司的變遷」『晋陽學刊』6、pp.93-97.
- 壇上寛 2001 「元末の海運と劉仁本—元朝滅亡前夜の江浙沿海事情—」『史窓』58、pp.119-30.
- 林樹建 1991 「元代的浙塩」『浙江学刊』3、pp.37-42+73.
- 森正夫 1972 「元代浙西地方の官田の貧難佃戸に関する一検討」『名古屋大学文学部研究論集』56、pp.69-93.
- 佐伯富 1985/1987 「元代における塩政」『東洋学報』66、pp.203-288（再録：『中国塩政史の研究』法律文化社、pp.297-372）.
- 田山茂 1937 「元代の権塩法について」『史学研究』9-2、pp.76-97.
- 堤一昭 2000 「大元ウルス治下江南初期政治史」『東洋史研究』58-4、pp.76-97.
- 植松正 1968/1997 「元代江南の豪民朱清・張瑄について—その誅殺と財産官没をめぐって—」『東洋史研究』27-3、pp.46-71（再録：『元代江南政治社会史研究』汲古書院、pp.297-335）.
- 植松正 1989/1997 「元代江南の地方官任用について」『法制史研究』38、pp.1-42（再録：『元代江南政治社会史研究』汲古書院、pp.222-270）.
- 植松正 1999 「元末浙西の地方官と富民—江浙行省検

校官王良の議案をめぐって—」『史窓』56、pp.25-51.

- 植松正 2001 「元代浙西地方の税糧管轄と海運との関係について」『史窓』58、pp.111-118.
- 呉慧 1988 「遼金元塩法考略」『塩業史研究』1、pp.20-31.
- 謝永平 2002 「元代兩淮塩業与揚州城市的繁榮」『揚州大学学报（人文社会科学版）』6-1、pp.93-96.
- 矢澤知行 2007 「元代兩淮地方の水運と塩業」『愛媛大学教育学部紀要』54-1、pp.157-165.
- 矢澤知行 2009 「元代の漕運・塩業と兩浙社会」『大阪市立大学東洋史論叢別冊特集号 東アジア海域世界における交通・交易と国家の対外政策』、pp.37-48.
- 矢澤知行 2013 「元代の兩浙都轉運塩使司について」『愛媛大学教育学部紀要』60、pp.259-268.
- 吉田寅 1983 『元代製鹽技術資料「熬波圖」の研究』汲古書院.
- 吉田寅 1986 「元代浙西地方における製塩業の実態—『熬波図』の社会史的一考察—」野口鐵郎（研究代表者）『中国史における中央政治と地方社会』昭和60年度科学研究費補助金（A）研究成果報告書、pp.110-136.
- 張国旺 2008/2009 「元代塩運司官吏的選任和管理」『中国史研究』119、pp.91-112（再録：『元代権塩与社会』天津古籍出版社、pp.76-109）.
- 張国旺 2009a 『元代権塩与社会』天津古籍出版社.
- 張国旺 2009b 「元代統一局面下塩官制度的重構」『河北学刊』29-5、pp.90-94.

本研究は、平成24年度科学研究費補助金基盤研究（C）「元代の兩淮・兩浙における漕運と塩の流通—商人集団・官僚の動向を手がかりとして—」（課題番号：24520805）による研究成果の一部である。

<sup>44</sup> 植松正 1968/1997;1989/1997;1999;2001.